

「区立学校適正配置第一次実施計画(案)」に対する
区民からの意見・要望および教育委員会の考え方

平成20年(2008年) 1月

練馬区教育委員会

**「区立学校適正配置第一次実施計画（案）」にご意見・
ご要望をお寄せいただきありがとうございました**

教育委員会では、平成 22 年 4 月に光が丘地区の小学校 8 校を 4 校に統合・再編する「区立学校適正配置第一次実施計画（案）」を 19 年 8 月にまとめ、ねりま区報、教育だより特集号、教育委員会ホームページへの掲載や出張所、図書館等での配布を通じて、広く区民の皆さまへ公表しました。あわせて、区民意見反映（パブリックコメント）制度に基づき、実施計画（案）に対する意見の募集を行いました。また、平成 19 年 9 月から 10 月にかけて説明会を 8 回、11 月から 12 月にかけて保護者との意見交換会を 9 回開催し、実施計画（案）に対するご意見・ご要望をいただきました。

このたび、お寄せいただいたご意見・ご要望の要旨と、それに対する教育委員会の考え方をまとめましたのでお知らせいたします。

1 意見・要望の項目別件数

区民の皆さまからお寄せいただいたご意見・ご要望の項目別の件数は以下のとおりです。

	項 目	意見・要望
1	計画全体	1 1 0 件
2	適正規模	4 5 件
3	統合新校の位置	7 9 件
4	統合の時期	7 件
5	通学区域の変更	3 2 件
6	統合の準備	2 0 件
7	不安の解消、交流活動	5 6 件
8	就学指定校の変更	4 9 件
9	指導の充実、教員配置	2 6 件
10	改修、改築	2 6 件
11	跡施設の活用	3 6 件
12	計画の進め方	1 2 1 件
13	その他	4 0 件
	計	6 4 7 件

2 意見・要望の提出方法別件数

区民の皆さまからお寄せいただいたご意見・ご要望の提出方法別の件数は以下のとおりです。

	提出方法	意見・要望
1	電子メール等	202件
2	説明会	216件
3	意見交換会	229件
	計	647件

「区立学校適正配置第一次実施計画（案）」に対する 区民からの意見・要望および教育委員会の考え方

	ページ
1 計画全体	1
2 適正規模	7
3 統合新校の位置	10
4 統合の時期	12
5 通学区域の変更	13
6 統合の準備	17
7 不安の解消、交流活動	19
8 就学指定校の変更	21
9 指導の充実、教員配置	23
10 改修、改築	25
11 跡施設の活用	27
12 計画の進め方	29
13 その他	31

意見・要望の要旨	教育委員会の考え方
1 計画全体	
<p>(1) なぜ、学校の統合を行う必要があるのか。</p>	<p>児童生徒が、学習活動や学校行事を通して充実した学校生活を送るとともに、様々な人とのかかわりの中で豊かな人間性、社会性、創造性を身につけるためには、一定程度の児童生徒数や学級数が必要です。また、児童生徒へのきめ細かな指導や校内における研究・研修および学校運営の充実を図るためには一定程度の教員数が必要であり、教員は学級数に応じて配置されることから、一定程度の学級数が必要となります。</p> <p>そのため、通学区域の変更や学校の統合により学校の適正規模を確保することで、児童生徒は、より良好な教育環境の中で学び、成長することができると思います。</p>
<p>(2) 練馬区として前例がないのに、光が丘地区の8校もの小学校を一度に統合するのは乱暴である。まず、モデルケースとして1つの統合を実施し、それを検証しながら進めていくべきだ。</p>	<p>学校の統合は練馬区として初めての取り組みであるため、教育委員会では実施計画案の協議の際に、8校の統合を2年に分けて実施することも検討しました。しかし、光が丘地区は、都市計画法上「一団地の住宅施設」として一体的に開発された経緯があり、ひとつの大きなコミュニティを形成しています。また、光が丘地区の小学校は児童数および学級数の減少が著しく、単学級が多く存在するため、できるだけ早い時期に統合を行う必要があります。さらに、通学区域外からの通学児童を除けば、今後、新1年生となる幼児人口も非常に少なく、いずれの学校も同じ状況です。そのため、平成22年4月に光が丘地区の小学校8校を同時期に統合・再編することが適切であると判断しました。</p>
<p>(3) 8校を同時に統合するのではなく、統合に理解を得られた学校から段階的に行うべきである。</p>	<p>再度、教育委員会において協議した結果、実施計画案のとおり、小学校8校を同時に統合することとします。</p>
<p>(4) 8校を同時に統合すると、光が丘地区全体として慌しくなり、学級崩壊が生じやすくなるのではないか。</p>	<p>学校の環境が大きく変化することへの児童</p>

意見・要望の要旨	教育委員会の考え方
	<p>の不安や戸惑いも十分理解できますが、学校の統合と学級の荒れは直接結びつくものではないと考えています。</p> <p>統合に伴う児童の不安や動揺をできる限り軽減するため、平成 20 年 4 月以降、統合対象校間で交流活動（例：運動会、移動教室、遠足、社会科見学、学芸会、展覧会、セーフティー教室、給食など）を実施し、児童の交流を深めます。また、心のふれあい相談員による相談時間を拡充し、統合新校での学習や学校生活が楽しく安定したものになるように努めます。</p>
<p>(5) 実施計画の策定は、地域住民や保護者の意見を取り入れながら進めていくべきである。</p>	<p>教育委員会では、新行政改革プランの公表（平成 15 年 12 月）以来、適正配置の取り組みを進めてきました。この間の様々な検討や手続きを経て、平成 19 年 9 月、第一次実施計画（案）を発表するに至っています。</p>
<p>(6) 実施計画案には、現在の保護者と児童の意向が反映されていない。地域住民や保護者、児童の参画のもと、実施計画案の作成をやり直ししてほしい。</p>	<p>適正配置基本方針の策定（平成 17 年 4 月）の際には、保護者等へのアンケート調査や区民意見反映制度による意見募集を実施し、区民意見の反映に努めました。</p> <p>また、第一次実施計画（案）の公表後、区民や保護者の方々を対象とした説明会を 8 回、保護者の方々との意見交換会を 9 回実施し、理解が得られるよう努めました。あわせて、区民意見反映制度による意見募集を実施しました。第一次実施計画（案）に対していただいた意見・要望については、教育委員会において十分に協議し、実施計画の策定に反映させます。</p>
<p>(7) この実施計画案を白紙に戻し、保護者、地域住民、学校関係者、教育委員会で構成する協議会を設置し、統合のスケジュールや統合新校の位置を議論すべきだ。</p>	<p>実施計画の策定の手続きは、各自治体がそれぞれの考え方や実情に応じて様々な形式をとっています。練馬区としては、第三者機関の設置については考えていません。</p>
<p>(8) 杉並区では第三者機関を設置し、区の実施計画案に対する住民の考え方を客観的な立場から審査している。練馬区も、実施計画案を一度白紙に戻して、別の視点で再検討すべきだ。</p>	<p>実施計画の策定の手続きは、各自治体がそれぞれの考え方や実情に応じて様々な形式をとっています。練馬区としては、第三者機関の設置については考えていません。</p>

意見・要望の要旨	教育委員会の考え方
(9) 適正配置と言っているが、経費の削減を図るために統廃合を進めるのではないか。	学校の適正配置は、経費の削減や人材・施設の有効活用といった面もありますが、児童生徒により良い教育内容や教育環境を提供することを第一に考え実施するものです。
(10) 8校を4校に統合した場合、どの程度の財政効果があるのか。	小学校では年間1校あたり3億円強(平均的な規模の場合)の経費がかかっています。その内訳は、教職員の人件費(東京都負担分)や学校の維持管理費(練馬区負担分)などです。その経費がすべて節減できる訳ではないため、実際の財政効果はそれほど大きくありません。適正配置は教育内容の充実や教育環境の改善を主たる目的としています。
(11) 統合の理由の1つにコストの削減があると思うが、それは今後、どのように使われるのか。	統合により生み出された財源については、可能な限り、学校教育の充実と教育環境の整備を図る経費として活用していきます。
(12) 20～30年の歴史がある小学校を、なぜ一度、廃止とするのか。	<p>統合を円滑に進めるためには、統合対象校が対等の関係で統合を行う必要があります。そのため、学校の歴史や児童数にかかわらず、一度、統合対象校をすべて廃止し、新たな名称の新たな小学校を設置します。</p> <p>また、統合対象校それぞれの特色を統合新校へ引き継ぐため、(仮称)統合準備会や教職員間で十分話し合いを行い、統合新校の教育方針などを決めていきます。なお、両校の歴史の保存については、(仮称)統合準備会の中で協議をしていきます。</p>
(13) 光三小と光四小の統合は反対だ。光三小の特別支援学級の児童や教員にとって、負担が大きすぎる。	光三小の特別支援学級に在籍する児童や保護者の負担が大きいことは承知していますが、適正な規模でより良い学校教育を行うために、光四小との統合を進めていく必要があります。
(14) 光三小は特別支援学級があり負担が大きいので、適正規模を下回る光四小と光五小を統合したらどうか。	特別支援学級の移設にあたっては、指導方法の継続、施設の整備、教員や指導補佐員の配置などについて十分な配慮を行って

意見・要望の要旨	教育委員会の考え方
	<p>いきます。</p> <p>光三小、光四小、光五小はともに適正規模を下回っています。住区ごとに1中学校2小学校を配置した光が丘団地の開発の経緯を踏まえ、最も隣接する光三小と光四小の統合が望ましいと判断しました。</p>
(15) 統合新校の位置とならない小学校は、今後、新1年生の入学を停止したほうがよいのではないかと。	<p>学校は全学年が在籍することで成り立つものです。したがって、一部の学年の受け入れを停止する考えはありません。</p>
(16) なぜ今回、中学校の適正配置を行わないのか。	<p>中学校については、学校選択制度の実施から3年しか経過していないことを考慮し、第一次実施計画では対象としないこととしました。今後、学校選択制度を検証し、その結果を踏まえて、第二次実施計画(平成22年度～26年度)の策定時に中学校の適正配置を検討していきます。</p>
(17) 小学校で統合を経験し、また中学校で経験するのは、負担が大きいのではと。	<p>負担軽減の観点から、今後、小学校で統合を経験した児童が、また中学校で統合を経験することがないように配慮します。</p>
(18) 他の区では、統合後、児童や教員にどのような変化があったのか。	<p>学校の統合は既に23区中18区が実施しており、多くの先行事例があります。統合後の声として主なものを紹介します。</p> <p>〔児童にとって〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・数人ごとの友人関係が十数人の集団となり、幅広い交友関係が生まれた。 ・学級増で1学年あたり3学級となり、雰囲気盛り上がり、競争意識が生まれた。 ・つき合う子供の数が増え、社会性の育成に効果があった。 ・児童の人数が増え、絵画のうまい子、運動の得意な子など、友人の様々な良さを認識できた。

意見・要望の要旨	教育委員会の考え方
	<ul style="list-style-type: none"> ・人数増で鼓笛隊が組め、運動会等の行事に活気が出た。 〔教員にとって〕 ・小規模の時は教職員の人間関係が固定化したが、統合でつき合いの幅が広がった。 ・一人あたりの校務分掌（学校運営上必要な職務分担）が少なくなり、教材研究に打ち込めた。 ・学年1学級が3学級となり競争原理が働き、教員の切磋琢磨の機会が増えた。 ・統合により、従来からの行事等を見直し、新しいものを作ろうとする活発な意見交換が生まれた。 ・異なる学校が合わさり、新しい学校を創ることで、教育指導、行事、活動等の1つ1つの意味を考えるようになった。
<p>(19) 統合により学校が荒れて、いじめや学級崩壊が起きたという事例を聞いている。</p>	<p>統合により、一挙に児童が増えたり違う校舎へ通学したりすることは、児童にとって大きな環境の変化となります。そこで、統合に伴う児童の不安や動揺をできる限り軽減するため、平成20年4月以降、統合対象校合同で交流活動（例：運動会、移動教室、遠足、社会科見学、学芸会、展覧会、セーフティー教室、給食など）を実施し、児童の交流を深めます。また、心のふれあい相談員による相談時間を拡充し、統合前および統合後の児童・保護者の不安の解消に努めます。さらに、学校公開日の相互参観や合同校内研修会の実施などにより、保護者や教職員の交流も進め、統合新校の教育活動が充実するように努めます。</p>
<p>(20) 統合のメリットだけではなく、デメリットに対してどのように配慮するのかということも教えてほしい。</p>	<p>統合から数年経って、児童の問題行動や学級の荒れについて新聞報道された例がありますが、それらはいずれも統合を原因とする</p>

意見・要望の要旨	教育委員会の考え方
	ものではなく、あくまでも生活指導上や指導力不足教員の問題と考えられています。
(21) 保護者の中には、統合新校の位置となる学校が残り、統合新校の位置とならない学校だけが廃校となると考えている人がいるようだ。	統合はどちらかの小学校がなくなり合併されてしまうという考え方ではありません。お互いの良いところを引き継いで新しい学校を作っていくことを、今後も引き続き周知していきます。
(22) 過大規模校の解消にも、早急に取り組んでほしい。	第二次実施計画(平成22年度～26年度)以降、過小規模校だけでなく、過大規模校の解消に向けても取り組んでいきます。

意見・要望の要旨	教育委員会の考え方
2 適正規模	
(1) 小規模校には弊害がある。適正配置を進めることにより、適正規模を確保してほしい。	各学校は与えられた環境・条件の中で最善を尽くしています。また、各学校にはそれぞれ良さがあり、過小規模校においては、人間関係を深めやすいなどの傾向がみられます。一方、互いに切磋琢磨しあうという集団生活の良さが活かされにくく、多様なものの見方・考え方にふれる機会が少なくなる傾向もあります。特に単学級においては、学級の編成替え（クラス替え）ができず人間関係が固定化し、問題が発生した場合、修復が難しくなりがちです。
(2) 小規模校の現状に満足している。それでも統合するのか。	こうした過小規模校の課題を解消し、教育活動をさらに充実するため、適正配置により、適正規模の確保を図ります。
(3) 少人数であることや校風、通学の安全面で光五小を選んで通学している。児童が少ないから統合するという考え方は納得できない。	学校教育は一定規模以上の集団の中で学び合うことを基本としています。学校規模と教育効果のかかわりについてはいろいろな見方がありますが、練馬区としては、児童生徒数が増えることによって、多様な考え方を持った人との出会いや交流の機会に恵まれ、学習活動や学校行事が活性化し、活動意欲がより高まると考えています。
(4) 小規模校よりも適正規模の学校の方が良い教育ができるという立証データはあるのか。	また、学校には規模の大小にかかわらず校務分掌があります。小規模校では教員が一人で何役もこなすことになり負担が増加します。そのため、児童生徒へのきめ細かな指導や校内研究・研修を行う時間が制約されます。学校規模を大きくすることで、教員の数においても、また資質の向上の面でもメリットがあると考えています。なお、国、東京都および他区においても、学校に適正な規模は必要であるという考えを持っています。

意見・要望の要旨	教育委員会の考え方
(5) うちの子が通っている学校は適正規模なのに、なぜ統合の対象になるのか。	適正規模を確保する方法の1つが学校の統合ですが、常に過小規模校同士が隣り合っているとは限りません。そこで、区全域の適正配置の指針となる適正配置基本方針（平成17年4月策定）の中で「統合の組み合わせ、学校の位置、学校施設の状況などから、適正規模を維持している学校も、統合の対象となる場合があります。」と定めたところです。
(6) 特別支援学級も、適正規模の学級数に含めて考えるべきだ。	特別支援学級は在籍児童数の関係から学年を超えて学級を編制しているのに対して、通常学級は学年ごとに学級を編制しています。学校の適正規模を定めた際、1学年あたりの学級数に着目したため、適正規模の学級数に特別支援学級は含めていません。
(7) 今の1学級あたり20～30人の規模がちょうどいいので、統合しないでほしい。	練馬区では東京都の学級編制基準（1学級あたり40人）を基に学級を編制しています。これは1学級の人数の上限を40人とするもので、実際には小学校の1学級あたりの人数は、平均32.5人（平成19年度）になっています。
(8) 統合を契機に、1学級あたりの人数（40人）を見直してほしい。	学級には生活集団と学習集団という側面があります。 まず、生活集団の面です。集団が小規模になると、集団の中でリーダーとフォロワーという役割が固定化してしまい、一人の人間の持つ多様な能力が発揮されにくくなります。
(9) 区に児童の医療費を無料にする予算があるなら、少人数学級を進めるべきだ。	また、固定的な少人数集団だけで過ごしていると、切磋琢磨の機会が少なくなります。 次に、学習集団の面です。児童生徒は、集団の中で自己の考えや学習結果を他者と比較したり取り入れたりすることによって、思考力や理解力を高めることができます。また、それをまとめたり発表したりする体験を通じて学習の定着度が高まります。こうした
(10) 区独自で40人学級を見直し、光が丘地区の学校を小規模校のモデル校とすることは考えていないのか。	

意見・要望の要旨	教育委員会の考え方
	<p>学習形態をとるためには、5～6人のグループが6組ほど編成できるだけの学級規模が必要となります。</p> <p>こうしたことから、1学級あたりの規模として、平均30数人となる現在の状態が好ましいと考えています。</p> <p>学習面において、より少人数での指導に効果が期待できる場合には、引き続き、教員の加配や学力向上支援講師の配置を行い、チームティーチングや少人数指導によって、指導の充実を図っていきます。</p>
(11) 近いうちに40人学級の見直しがあるのではないかと。練馬区でも少人数学級を取り入れるべきだ。	<p>国による40人学級の見直しは当面ないと判断しています。今後、学級編制基準の見直しを実施されたとしても、光が丘全体として児童数が減少傾向にあるため、施設面で問題は生じないと考えています。</p>
(12) 40人学級の見直しがあった場合、統合して教室が不足しないのか。	

意見・要望の要旨	教育委員会の考え方
3 統合新校の位置	
<p>(1) 統合新校の位置を教室数だけで決めるのは納得できない。教育や建築の専門家といった第三者による検証を行い、統合新校の位置を決定すべきだ。</p>	<p>統合新校の位置については、敷地面積、校舎面積、教室数、通学区域などを考慮し、総合的に判断しました。いずれの学校にもそれぞれ長所はありますが、教室数に余裕があることと、統合新校の位置が通学区域の中心となることを優先しました。</p>
<p>(2) 児童の心理面に大きく影響する周辺環境を考えずに統合新校の位置を決定してよいのか。</p>	<p>特に、教室数に余裕があると、少人数指導、総合的な学習、広い空間を使用する工作物の製作など、多様化する学習形態に幅広く対応することが可能となり、教育内容の充実に大変有効です。</p>
<p>(3) 光二小は周辺環境が良く、同一敷地に光一中がある。また、校舎や体育館の建築年次が光一小より新しく、体育館も広い。そのため、統合新校の位置は光二小にすべきである。</p>	<p>再度、教育委員会において協議した結果、統合新校の位置は実施計画案のとおりとします。</p>
<p>(4) 統合新校の位置を光二小にすれば、わざわざ光一小を自校調理校に改修する必要もない。</p>	<p>いずれの学校の保護者の方々も、それぞれの学校へ強い思いをお持ちのことは十分に理解しています。この思いはしっかりと受け止めて、統合対象校それぞれの特色を統合新校に引き継ぐよう配慮します。</p>
<p>(5) 光三小は、校舎がすべて南向きで、教室が明るく開放的である。また、周辺からの音の苦情も少ない。さらに、校舎の形状がほぼ直線で見通しがよい。そのため、統合新校の位置は光三小にすべきである。</p>	<p>また、光三小の特別支援学級に在籍する児童や保護者の負担が大きいことは承知していますが、適正な規模でより良い学校教育を行うために、光四小との統合を進めていく必要があります。特別支援学級の移設にあたっては、指導方法の継続、施設の整備、教員や指導補佐員の配置などについて十分な配慮を行っていきます。</p>
<p>(6) 特別支援学級の児童にとって、環境や通学路が変わることの負担は大きい。そのため、光三小を統合新校として残すべきだ。教室が足りないなら、ランチルームを普通教室に転用すればよい。</p>	
<p>(7) 光五小の給食は親子調理方式である。また、同一敷地内に光三中があり、校舎がつながっている。さらに、体育館も共有で広い。そのため、統合新校の位置は光五小にすべきである。</p>	

意見・要望の要旨	教育委員会の考え方
<p>(8) 光七小は、校舎や体育館の建築年次が田柄三小より新しく、大規模改修をしなくても済む。また、校舎の形状が直線で見通しがよい。さらに、統合時に13学級であれば、光七小でも統合新校として使用できる。そのため、統合新校の位置は、光七小にすべきである。</p>	<p>(前ページのとおり)</p>
<p>(9) 光二小を統合新校とし、足りない普通教室は、光一中を利用すればよいのではないか。</p>	<p>小学校と中学校の時程(時間割)の違いや管理面の課題などから、中学校の校舎の一部を小学校で使用することは困難です。</p>
<p>(10) 光三小には高松小、北原小の通学区域からも就学指定校の変更で通学している。それを考慮すれば、統合新校の位置は、光四小ではなく光三小が真ん中ではないか。</p>	<p>児童は通学区域内の学校に通うことが原則です。その例外として就学指定校の変更制度を設けており、個別の事情(学校までの通学距離、兄弟姉妹関係など)や受け入れ先の学校の状況を考慮して、就学指定校の変更を認めています。</p> <p>統合新校の位置については、新通学区域の中心にあることが望ましいと考えています。個々の学校における指定校変更の状況は把握していますが、ご指摘の地域は今回、通学区域の変更を行わないこととしました。そのため、光三小と光四小の統合に際しては、光四小のほうが新通学区域の中心に位置しています。</p>
<p>(11) 統合新校の位置は、児童数の少ない学校の方にすべきだ。</p>	<p>統合新校の位置については、敷地面積、校舎面積、教室数、通学区域などを考慮し、総合的に判断しました。その際、現在の在籍児童数については考慮していません。</p>
<p>(12) 統合新校の位置は、児童数の多い学校の方にすべきだ。</p>	
<p>(13) 統合新校の位置は、(仮称)統合準備会で検討すれば、保護者や地域の意見を取り入れることができるのではないか。</p>	<p>統合新校の位置については、(仮称)統合準備会で協議するのではなく、実施計画案の段階において教育委員会の責任でお示しし、それに対する意見をいただくのが適切であると判断しました。</p>

意見・要望の要旨	教育委員会の考え方
4 統合の時期	
(1) 2年後の統合は性急すぎる。	光が丘地区の小学校は、児童数および学級数の減少が著しく、単学級が多く存在するため、できるだけ早い時期に統合を行う必要があります。一方、統合までには、児童、保護者および教職員間の交流、閉校の準備、統合新校の校名選定や改修工事などの準備が必要となります。そのため、2年が適切な準備期間であると考えています。
(2) 統合まで2年は長すぎる。すぐに統合したほうが来年度の新1年生のためになるのではないか。	

意見・要望の要旨	教育委員会の考え方
5 通学区域の変更	
(1) 統合ではなく、通学区域を広げて適正規模を確保する検討はしていないのか。	過小規模校の解消については、初めに隣接校との通学区域の変更を検討し、それでは解決できない場合に隣接校との統合を検討しました。
(2) 光三小の小規模化と高松小の大規模化の解消のため、統合ではなく、高松四・五丁目や谷原一丁目の通学区域を変更してはどうか。	光三小と光五小それぞれについて、通学区域の変更により適正規模を確保するためには、高松小や練馬小の通学区域を大きく取り込まなければならず、通学区域の設定として望ましくありません。
(3) 光五小の過小規模化に対しては、統合ありきではなく、高松四丁目や春日町六丁目を取り込んで、通学区域の変更で対応すべきである。	光が丘地区の小学校における児童数の減少や住区ごとに1中学校2小学校を配置した光が丘団地の開発の経緯を踏まえ、光三小と光四小の統合および光五小と光六小の統合により、適正規模を確保します。
(4) 光五小と光六小の統合新校の通学区域に、高松四丁目を取り込んでほしい。	高松四丁目については、統合新校（現光六小の位置）までの距離および現在の就学指定校の変更の状況等を考慮し、従来どおり高松小の通学区域としました。個別の事情がある場合は、今後も就学指定校の変更制度により対応します。
(5) 高松四丁目を光五小、光三中の通学区域に取り込んでほしい。目の前に光三中があるのに、練馬中へ通学することは、通学距離や安全面から問題である。	また、中学校において就学指定校以外への入学を希望される場合には、学校選択制度や就学指定校の変更制度で対応しています。

意見・要望の要旨	教育委員会の考え方
<p>(6) 通学距離と安全面の観点から、田柄五丁目、春日町六丁目の一部を、光五小と光六小の統合新校と光三中の通学区域に取り込んでほしい。</p>	<p>田柄五丁目および春日町六丁目の一部には、統合新校（現光六小の位置）までの距離が近く、また、光六小への就学指定校の変更が多い地域がありますが、統合新校における児童数等を考慮し、実施計画案どおりの通学区域としました。今後も、個別の事情がある場合は、就学指定校の変更制度により対応します。</p> <p>また、中学校において就学指定校以外への入学を希望される場合には、学校選択制度や就学指定校の変更制度で対応しています。</p>
<p>(7) 光七小と田柄三小の統合新校の規模が13学級であり、他の組み合わせと比べて小規模である。これまで、就学指定校の変更で光七小が小さくなった経緯を踏まえると、統合しても単学級に逆戻りしてしまう可能性があるのではないか。それなのに、なぜ光七小の通学区域を光五小と光六小の統合新校の通学区域に変更するのか。</p>	<p>田柄五丁目10～17番は、現在、光七小の通学区域ですが、光六小までの距離が非常に近く、就学指定校の変更により、約6割の児童が光六小へ通っています。そのため、統合時に通学区域の変更を行うこととしました。</p> <p>光七小と田柄三小の統合新校の規模は、他の組み合わせよりも小規模になる見込みですが、今後は就学指定校の変更により、他の小学校へ通学する児童も減少すると思われるので、現在のところ単学級になる見込みはありません。</p>

意見・要望の要旨	教育委員会の考え方
<p>(8) 光七小の開校時、都営光が丘第三アパート全体が光七小の通学区域だったが、光六小の開校時に1・2号棟が光六小の通学区域へ変更になった。また、1・2号棟から光六小へ通学する際、警察署と消防署の前の交差点を渡るのは危険である。統合を契機に、都営光が丘第三アパート1・2号棟を光七小と田柄三小の統合新校の通学区域に変更してほしい。</p>	<p>都営光が丘第三アパート（昭和61年3月入居開始）については、当初、同アパート全体が光七小（昭和60年開校）の通学区域でした。その後、平成元年度に同アパート8～11号棟が田柄三小の通学区域に、また、平成2年度（光六小開校時）に同アパート1・2号棟が光六小の通学区域に変更となりました。実施計画案では、「統合新校の通学区域は、原則として、統合対象校の通学区域を合わせたものとする」という考え方に基づき、1・2号棟が光五小と光六小の統合新校、3～11号棟が光七小と田柄三小の統合新校の通学区域となっています。</p>
<p>(9) 現在、都営光が丘第三アパートからは、3校の違う小学校に通っているので、地域で子供たちを見守ることが難しい。</p>	<p>都営光が丘第三アパートにおける通学区域の変遷や通学路の安全上の観点から、同アパート1・2号棟（現光六小）を、統合を契機に光七小と田柄三小の統合新校の通学区域に変更します。また同時に、中学校についても、同地域を光三中から光四中の通学区域に変更します。</p> <p>なお、今回、通学区域を変更する地域の小学校に在籍する平成21年度入学児童までは、希望により、変更前の中学校への入学を認める経過措置を設けます。</p>
<p>(10) 安全安心ボランティアや学校応援団は、学校と地域が一体となって児童を守っていくための取り組みであるが、今回の通学区域の変更で、田柄五丁目が3つの小学校に分断されてしまう。町会単位で通学区域を設定すべきではないか。</p>	<p>練馬区では、学校が中心となって地域と連携を図りながら子供たちをはぐくんでいきます。そのため、学校の通学区域を設定するにあたっては、できるだけ町会の区域を分割しないことが望ましいと考えています。しかし、学校までの通学距離や就学指定校の変更の状況を優先して、通学区域を設定しました。</p>

意見・要望の要旨	教育委員会の考え方
<p>(11) 練馬区内すべての小学校の通学区域の見直しを行い、適正規模を確保しようとしなかったのはなぜか。</p>	<p>それぞれの地域に現在の通学区域が形成された経緯があることから、区全体の通学区域を一斉に見直すことは難しい状況です。今後も、適正配置基本方針に基づき、過小規模校および過大規模校それぞれについて、通学区域の変更や統合により、適正配置を進めていきます。</p>

意見・要望の要旨	教育委員会の考え方
6 統合の準備	
(1) (仮称)統合準備会では、保護者に全て任せるようなことはないようにしてほしい。	統合を円滑に進めるため、今後、統合の組み合わせごとに、校長および保護者や地域の代表などで構成する(仮称)統合準備会を設置します。(仮称)統合準備会では、統合新校の校名・校歌・校章、交流活動、通学路の安全確保、校舎の改修などについて協議を行います。
(2) 実施計画を策定したら、教育委員会は統合の準備に関与せず、学校や保護者に丸投げするのか。	統合新校の開校に向けた準備については、(仮称)統合準備会の意見をお聞きしながら、教育委員会が責任を持って進めていきます。
(3) (仮称)統合準備会での議論は、保護者へどのように周知するのか。	また、統合準備の進捗状況や(仮称)統合準備会の協議内容については、(仮称)統合準備会だよりやホームページなどで、適宜、保護者や地域の方々への情報提供に努めていきます。
(4) 保護者の数だけ(多数決)で、統合新校に関することを決めないでほしい。	(仮称)統合準備会では、2つの学校から同数の委員を選出し、十分な議論を行い結論をまとめていただきます。単純に多数決で決めていくものではありません。
(5) 新しい学校の校歌を作らせてほしい。	(仮称)統合準備会では、校名・校歌・校章、交流活動、通学路の安全確保、校舎の改修など、統合新校の具体的な課題について検討していきます。校歌の作り方についても、(仮称)統合準備会で議論していきます。

意見・要望の要旨	教育委員会の考え方
<p>(6) 統合の際、買い替えが必要となる校帽、体育着はすべて区が負担してくれるのか。</p>	<p>まず、統合時に学校指定用品の買い替えが必要かどうか、品目ごとに検討する必要があります。そこで、(仮称)統合準備会において学校指定用品の買い替えについて協議を行い、その中で買い替えの必要があると判断した品目(例:校帽)については、その費用を区が負担します。また、今後、保護者の方々が購入される学校指定用品(絵の具セット、鍵盤ハーモニカなど)については、平成20年度から統合対象校同士が同一の規格になるように配慮します。</p>

意見・要望の要旨	教育委員会の考え方
7 不安の解消、交流活動	
(1) 通学する学校の位置が変わるなど、環境が変化することに不安がある。子供たちにどのような配慮をするのか。	統合により、一挙に児童数が増えたり違う校舎へ通学したりすることは、児童にとって大きな環境の変化となります。そこで、統合に伴う児童の不安や動揺をできる限り軽減するため、平成20年4月以降、統合対象校間で交流活動（例：運動会、移動教室、遠足、社会科見学、学芸会、展覧会、セーフティ教室、給食など）を実施し、児童の交流を深めます。また、心のふれあい相談員による相談時間を拡充し、統合前および統合後の児童・保護者の不安の解消に努めます。
(2) 統合による児童の心理的負担をどう軽減していくのか。	
(3) 特別支援学級への配慮はどのようなことを考えているのか。	特別支援学級の移設にあたっては、できるだけ児童への負担がないように、指導方法の継続、施設の整備、教員や指導補佐員の配置などについて十分な配慮を行っていきます。
(4) 光四小の児童や保護者が戸惑うことがないように、特別支援学級の児童への理解を深める場を設けてほしい。	光四小には現在、特別支援学級が設置されていないため、光四小の児童や保護者の方々に、特別支援学級に対する理解を深めていただく必要があります。そこで、光三小の特別支援学級の児童への負担に配慮しながら、学校行事や授業参観などについて、両校の児童の交流活動を実施します。また、光四小の保護者や教職員を対象に、特別支援教育に関する講演会などを実施します。
(5) 児童の交流活動のみでは不十分だ。	統合新校が円滑にスタートできるよう、児童だけではなく、学校公開日の相互参観やPTA（保護者と教職員の会）主催の行事などを通じて、保護者同士の交流が進むよう取り組みます。また、合同校内研修会などを実施し、教職員間の交流を進めます。

意見・要望の要旨	教育委員会の考え方
(6) 適正配置をしなければならない理由を、児童にわかるような言葉で説明してほしい。	実施計画の策定後、児童の発達段階に合わせた方法で、学校の統合や今後の交流活動の実施について、学校から児童へ説明します。
(7) 統合について、児童にどのように説明するのか。	
(8) 交流活動の内容を、もっと具体的に示してほしい。	校長を中心として統合対象校の教員同士が話し合い、平成20年度および21年度の教育課程を編成する中で、具体的な交流活動について計画化していきます。また、教育委員会としても、両校が交流活動(例：運動会、移動教室、遠足、社会科見学、学芸会、展覧会、セーフティー教室、給食など)を積極的に推進していけるよう支援していきます。
(9) 子供は順応性が高く、大人が考える以上に環境への適応能力がある。	
(10) 心のふれあい相談員は臨床心理士の資格を持った専門家にすべきだ。	心のふれあい相談員について、臨床心理士の資格を持った者に限定することは人材確保の面などから困難です。現行制度の中で研修の一層の充実を図り、資質の向上に努めています。また、教育相談室(総合教育センター分室)には臨床心理士の資格を持つ心理教育相談員を配置しており、不登校やいじめ、発達に関することなど、様々な相談に応じています。

意見・要望の要旨	教育委員会の考え方
8 就学指定校の変更	
(1) 統合新校の位置とならない学校の新1年生が減少するので、統合を理由とした就学指定校の変更は認めないでほしい。	統合までの間、統合対象校に入学予定の新1年生についても、通学区域内の学校(就学指定校)に通うことを原則とします。ただし、統合新校の位置となる小学校への入学を希望する場合は、就学指定校の変更を認める配慮をしていきます。
(2) 新1年生には統合を理由とした就学指定校の変更を認めるのに、在校生に認めないのはなぜか。	在校生については、既に学校の中で人間関係が築かれていることから、統合前に統合新校の位置となる小学校へ個々に移ることは好ましくありません。統合までの2年間、統合対象校間で十分な交流活動を実施した後、現在の学校の児童と一緒に統合新校に通うことが望ましいため、在校生による統合を理由とした就学指定校の変更は認めないこととします。
(3) 6年生の時に統合になるのなら、せめて5年生の時から、統合新校への就学指定校の変更を認めてほしい。	統合までの2年間、統合新校の位置とならない小学校の新1年生が減少する可能性は否定できませんが、仮にそうなった場合でも教育の質を低下させてはなりません。そのため、異学年との合同授業や縦割り活動、統合対象校との交流活動などの充実に努め、統合までの間、学校教育に支障がないように創意工夫していきます。
(4) 統合を理由とした就学指定校の変更について、在校生に認めないならば、新1年生も含めてともに認めない方がよい。	統合までの2年間、統合新校の位置とならない小学校の新1年生が減少し、学校生活に支障をきたすのではないかと不安だ。あまり少ないと、学年を超えた交流ができなくなってしまう。
(5) 統合までの2年間、統合新校の位置とならない小学校の新1年生が減少し、学校生活に支障をきたすのではないかと不安だ。	統合時、就学指定校の変更で通学している児童に対し、改めて通いたい学校について、意思確認をしてほしい。
(6) 来年度の新1年生が何人になるのか不安だ。あまり少ないと、学年を超えた交流ができなくなってしまう。	就学指定校の変更により通学している児童については、統合新校へ通うことを基本としますが、統合時に改めてその確認をさせていただきます。
(7) 統合時、就学指定校の変更で通学している児童に対し、改めて通いたい学校について、意思確認をしてほしい。	

意見・要望の要旨	教育委員会の考え方
(8) 就学指定校の変更の手続きの際に、なぜ統合の可能性を教えてくれなかったのか。	第一次実施計画案については、平成 19 年 6 月から教育委員会で協議を開始し、8 月に計画案として決定しました。したがって、それ以前に公表することは困難でした。なお、平成 20 年 4 月の新 1 年生の保護者に対しては、統合の計画案があることについて、19 年 10 月にお知らせしています。
(9) 光が丘および近隣の保護者は、通学区域に関係なく小学校を選んでいる。通学区域だけで児童数を予想しても意味がないのではないか。	児童は通学区域内の学校（就学指定校）に通うことを原則としており、就学指定校の変更はその例外です。また、児童数の推計には東京都教育人口推計を使用していますが、就学指定校の変更の状況についても加味されています。
(10) 今まで教育委員会が安易に就学指定校の変更を認めてきたから単学級になってしまった。通学区域の児童数が減少したうえでの統合ではないので納得できない。	昭和 62 年の臨時教育審議会の答申をはじめとして平成 8 年の行政改革委員会の提言、その後の旧文部省や現文部科学省からの通知等により、子供に適した教育を受けさせたいという保護者の希望に応じるため、通学区域の一層の弾力化が進められています。そのため、練馬区においても就学指定校の変更の弾力化を行ってきました。
(11) 光七小と田柄三小の統合新校は、統合時に 13 学級である。安易に就学指定校の変更はさせないと約束してくれないと、また、過小規模校になる恐れがある。	就学指定校の変更の可否については、今後も個別の事情（学校までの通学距離、兄弟姉妹関係など）や受け入れ先の学校の状況を考慮して判断していきます。また、就学指定校の変更制度のあり方について、今後検討していきます。
(12) 統合の前に、就学指定校の変更を認めないことから始めるべきだ。	
(13) 統合に伴って、今後、就学指定校の変更の取り扱いに変更はあるのか。	
(14) 就学指定校の変更を認める基準が緩く、通学区域を決めていること自体に意味がない。通学区域内の児童数の何割まで就学指定校の変更を認めるというボーダーラインを作らない限り、学校間の格差をつくってしまう。	

意見・要望の要旨	教育委員会の考え方
9 指導の充実、教員配置	
(1) 統合新校には、両校の先生をできるだけ多く残してほしい。	統合に伴う児童の不安を軽減するとともに、統合対象校それぞれの特色を統合新校へ引き継ぐため、統合新校の教職員配置に配慮が必要です。そのため、統合新校には統合対象校それぞれの校長や教職員を適切に配置します。
(2) 統合新校には、児童が少ないほうの学校の先生を多く配置してほしい。	
(3) 統合新校の校長先生は、前年度のどちらかの校長先生になるべきだ。	
(4) 児童への配慮として、校舎を移る学校の校長先生に、統合新校の校長先生となってほしい。	
(5) 統合新校の教員数はどうなるのか。	教員の人数については、東京都の配置基準に基づき学級数に応じて決まります。それとは別に、統合時に東京都の「新しい学校づくり重点支援事業」を活用し、原則として1校あたり、平成22年度(統合時)に2名、23年度と24年度に1名、正規の教員を増員配置します。また、練馬区としても、統合から3年間、学力向上支援講師(非常勤)の増員配置を行い、指導の充実に努めます。
(6) 統合新校における教員の増員配置は、各学校につき1～2名ではなく、学年につき1名を配置してほしい。	教員の配置については、上記のとおりです。また、練馬区独自の正規教員の採用については、任用面や経費面など様々な課題があることから、現在のところ、実施する予定はありません。
(7) 統合新校では、常時、1学級につき教員2名の体制にしてほしい。	
(8) 統合時に配置される正規の教員が少ない。練馬区独自に教員を採用する考えはないのか。	

意見・要望の要旨	教育委員会の考え方
(9) 統合までの2年間、新1年生が極端に少なくても、学級を編制するのか。	統合までの2年間、統合新校の位置とならない小学校の新1年生が少なくなったとしても、学級は編制します。その場合には、児童数に応じて、異学年との合同授業や縦割り活動、統合対象校との交流活動などの充実に努め、統合までの間、児童の教育に支障が生じないように創意工夫していきます。
(10) 光三小の特別支援学級の教員を残してほしい。	光三小の特別支援学級に在籍する児童や保護者の負担を軽減するため、原則として、統合年度（平成22年度）は前年度の教員をそのまま配置します。
(11) 6年生で統合新校に移るのは負担が大きい。統合新校でも、5年生の時の学級をそのまま維持してほしい。	学級編制基準（1学級あたり40人）があるため、統合前の学級をそのまま統合新校へ移行することは難しい状況です。統合新校では原則として、統合対象校それぞれの児童数の割合で学級を編成する予定ですが、人数や男女比の違いなども考慮していきます。

意見・要望の要旨	教育委員会の考え方
10 改修、改築	
(1) 光二小を増築できない理由は何か。	光が丘地区は、都市計画法上「一団地の住宅施設」として開発されており、4つのブロックごとに容積率、建ぺい率が定められています。また、建築基準法上の「一団地認定」も受けており、建物の増築を行う場合には多くの権利者間の調整が必要となります。そのため、建物を増築することは困難な状況です。
(2) 光三小の教室数が足りなければ増築してほしい。	
(3) 改修工事の内容を明らかにしてほしい。工事の内容によっては、三季休業中のみの工事では終わらないのではないか。	統合新校の位置となる小学校について、統合を契機に、通常30年目に行う大規模改修工事を行います。工事の内容としては、内装改修や屋上防水、外壁改修などを予定していますが、(仮称)統合準備会や保護者・児童の意見・要望をお聞きしながら進めていきます。また、改修工事を進めるにあたっては、教育環境に支障のないよう配慮します。
(4) 児童の教育環境に支障がないよう、校舎の改修を進めてほしい。粉塵等による健康被害が心配だ。	
(5) 改修工事の際、田柄三小の児童が光七小の校舎で授業を受けるということはできないか。工事の騒音の中で学習することは望ましくない。	
(6) 統合新校には、洋式トイレの数を増やしてほしい。	
(7) 光四小の校舎に、特別支援学級の新しい作業室を設けてほしい。	

意見・要望の要旨	教育委員会の考え方
(8) 光一小では自校調理に向けた給食室が設置できるのに、光六小にはなぜ設置できないのか。	光一小の配膳室は現在でもスペースに余裕があり、増築をしなくても給食調理室が整備できます。一方、光六小は現在の配膳室以外のスペースを使用しない限り給食室を設置することができず、その場合には統合新校の学習に使用するスペースを圧迫することになります。また、増築も前記の理由により困難です。そのため、光三中で給食を調理し、それを統合新校（現光六小の位置）へ運搬する親子調理方式とします。
(9) 職員室が2階にあるのは、防犯上好ましくないのではないか。	練馬区では、校舎が4階建ての場合、各フロアへの行きやすさの点から職員室が2階にある学校が多い状況です。大規模改修工事の際に、1階への移設が可能かどうか検討します。
(10) 閉校となる学校の歴史を保存するため、統合記念室を設けてほしい。	歴史の保存については、（仮称）統合準備会での議題とし、保護者や地域の方々と協議をしていきます。
(11) 卒業生のためにも、学校の歴史を大切に保存してほしい。	
(12) 通学路の安全のため、光六小の前に横断歩道を設置してもらいたい。	現在、光六小の正門前の道路には近くに横断歩道がなく、「光が丘消防署前」か「梅林公園」の横断歩道まで迂回する必要があります。統合新校の通学路の安全確保については、（仮称）統合準備会の中で協議を行い、必要に応じて警察署や道路管理者などへ働きかけます。
(13) 光三小と光四小の統合新校における通学路の安全確保のため、春の風公園を整備してほしい。	公園における通学路の見通しの確保については、樹木の成長の具合を見て、せん定などを必要に応じて行います。

意見・要望の要旨	教育委員会の考え方
11 跡施設の活用	
(1) 跡施設の活用を明確にしてほしい。	<p>跡施設の活用のために統合を行うものではありません。そのため、現在のところ跡施設活用の具体策は決まっています。</p> <p>光が丘地区の小学校は、建設から30年前後が経過した建物であり、適切な改修等を行うことによって長期にわたり活用が可能です。また、避難拠点や校庭開放など、学校教育以外の目的にも使われています。さらに、光が丘地区には都市計画法や建築基準法にかかる特有の規制があります。跡施設の活用にあたっては、これらの点に留意する必要があります。</p> <p>今後、学識経験者や区民を交えた検討会議の設置や区民意見反映制度などを通じて、区民の方々の意見をお聞きした上で、具体的な活用策を定めていきます。</p>
(2) 適正配置の実施は、跡施設の活用が決まってから行えばよいのではないか。	
(3) 跡施設の活用の考え方として建物を改築するのか。それとも、現在の建物をそのまま何かに利用するのか。	
(4) 校庭や体育館は学校開放として、野球やサッカーなどに利用されている。統合後もそのまま使わせてほしい。	
(5) 跡施設は、学校関連施設として利用すべきだ。	
(6) 跡施設の活用については、光が丘地域で説明会を開催し、区民の意見を十分に聞いてほしい。	
(7) 小学校と中学校が同一敷地内にある学校は、跡施設の活用がむずかしいのではないか。	<p>跡施設の活用を検討する中で、隣接する学校の安全面について十分配慮します。</p>
(8) 光二小や光五小は中学校と敷地や校舎がつながっているため、統合後に学校として使われなくなると安全面で心配だ。	
(9) 跡施設の活用が決まっていなると、統合後、新校として使わないほうの校舎や校庭の管理面が心配である。	
(10) 統合新校として使用しない学校の避難拠点はどうか。	<p>統合新校として使用しない学校の避難拠点の扱いについては、避難拠点運営連絡会など地域の意見をお聞きしながら、維持する方向で検討していきます。</p>
(11) 統合で避難拠点が4か所減ることは、練馬区として大きな損失なのではないか。	

意見・要望の要旨	教育委員会の考え方
(12) 跡地は民間に売却される可能性はあるのか。	現在のところ、売却は考えていません。

意見・要望の要旨	教育委員会の考え方
12 計画の進め方	
(1) 説明会の内容は不十分だった。保護者の意見を聞く機会を何度も持つべきだ。	地域や保護者の方々を対象とした説明会を8回実施しました。その後、「適正配置に関するQ & A」を統合対象校の全保護者へ配付するとともに、統合対象校それぞれの保護者を対象とした意見交換会を9回（光三小の特別支援学級を含む）実施し、ご理解が得られるよう努めました。
(2) 8回の説明会と区民意見反映制度では説明が不十分だ。	
(3) 説明会は統合対象校の保護者に限定して行うべきだ。	また、「適正配置に関するQ & A」や説明会・意見交換会での質疑応答を順次ホームページへ掲載しました。
(4) 実施計画案を作成した意志決定過程と、その会議録を示してほしい。	実施計画案については、平成19年6月から8月まで延べ5回、教育委員会で秘密会として協議を行い決定しました。その議事録は、当初、実施計画策定後に公開する予定でしたが、説明会での要望や陳情を踏まえ、11月27日開催の教育委員会において公開することとし、同日、ホームページに掲載しました。また、統合対象校の全保護者の方々へはその旨を連絡しました。
(5) 実施計画案を公表した以上、教育委員会の議事録を非公開とする理由はなく、公開したほうが不信感を取り除けるのではないか。	
(6) 意見交換の場に、なぜ教育委員が出席しないのか。	教育委員会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づいて、合議により方針を決定し、その決定に基づき、教育長が教育行政の専門家として事務を執行しています。そして、教育長の統括の下、実際の事務処理を行う組織として事務局が置かれています。
(7) 教育委員は、保護者や地域住民と対話を行い、丁寧な合意形成を行うべきだ。	この趣旨を受け、教育委員会の協議を経て公表した実施計画案については、事務局職員が説明し、保護者や地域の方々の意見・要望をお聞きするという対話の方法を採っています。
	いただいた意見・要望はすべて教育委員へ報告しています。教育委員会では、その内容

意見・要望の要旨	教育委員会の考え方
	を踏まえながら協議を行い、実施計画を策定します。
(8) 平日の夜間に説明会を行うのは不親切だ。	説明会については、統合の組み合わせごとに、平日の夜間と休日の昼間にそれぞれ1回ずつ同じ内容で開催し、多くの方に参加していただけるよう配慮しました。
(9) 説明会は平日の夜間ではなく、休日の昼間に開催すべきだ。	
(10) 十分な議論もせず、短期間で結論を出さないでほしい。	教育委員会ではこれまで、適正規模や適正配置基本方針を策定する過程において、アンケート調査や区民意見反映制度などを通じて、保護者や区民の方々の意見をお聞きしてきました。 今回、適正配置基本方針に基づき実施計画案を発表し、説明会や意見交換会において、区民や保護者の方々と意見交換を行いました。いただいた意見・要望については、教育委員会の中で十分協議を行い、計画を策定します。また、実施が可能なものについては、統合新校に向けた準備の中で取り組みます。
(11) 保護者アンケートや意見交換会を実施してから、計画案をまとめるべきである。	
(12) 統合自体は賛成だが、保護者や地域の意見を尊重してほしい。	
(13) 実施計画案について、保護者と周辺住民にアンケートをとるべきだ。	実施計画案についての意見・要望は、説明会や意見交換会、電子メール等で直接お聞きすることが望ましいと考えました。
(14) 過去にアンケート調査を実施しているが、なぜ、現在の保護者にアンケートをとらないのか。	

意見・要望の要旨	教育委員会の考え方
13 その他	
(1) 小中一貫校の設置を検討しているとのことだが、その目的とは何か。区の公教育の中では不要ではないか。	小中一貫教育校は、9年間を見通した計画的・継続的な学習指導や生活指導を行うことにより、小学校から中学校へ進学する際の学習上のつまずきや不登校などの課題にこたえていくことを目的としています。練馬区としては、学校教育の充実のために必要な施策であると考えています。
(2) 光が丘地区は、小学校と中学校が隣接しており、敷地や校舎がつながっている学校もある。統合新校を小中一貫校にする考えはないのか。	教育委員会では、現在、練馬区新長期計画に基づき、小中一貫教育校設置に向けた検討を行っています。今年度は基本的な考え方をとりまとめ、その上で設置校について検討を行う予定です。統合新校への設置の可能性についても、その中で検討していきます。また、適正配置第一次実施計画は実施が急がれるため、小中一貫教育校の設置と時期を合わせる考えはありません。
(3) 小中一貫校と適正配置は同時に検討すべきだ。	
(4) 中学校の学校選択制度はメリットもあるが、学校間で格差が広がりデメリットも多い。地元の学校を守ってほしい。	中学校の学校選択制度については、生徒や保護者の意思を尊重し、あわせて区立中学校の活性化を図るため、平成17年度新1年生から実施しています。平成20年1月に中学校選択制度検証委員会を設置し、制度の効果や課題等の検証を始めました。
(5) 中学校の学校選択制度により、地域の生徒がほとんど他の中学校へ行ってしまおう。	
(6) 就学指定校の変更により光五小に通学している児童については、光三中へ進学できる特例措置を設けるべきだ。	就学指定校の変更制度や学校選択制度については、地域により特例を設ける考えはありません。
(7) 通学区域をなくし、小学校も学校選択制度を導入すべきだ。	教育委員会では、小学校について地域の中の区立学校という視点を重視し、地域のつながりの中で児童が育っていくものと考えています。また、小学校では学校開放事業や学校安全安心ボランティア事業、学校応援団による放課後等居場所づくり事業などを実施しており、中学校に比べて地域とのつながりが強

意見・要望の要旨	教育委員会の考え方
	<p>い実態があります。児童の通学距離の観点も含め、現在のところ、小学校への学校選択制度の導入は考えていません。</p>
(8) 給食の調理方式はどうなるのか。	<p>従来から進めてきた自校調理化計画に基づき、統合までに、学校給食の調理方式を親子調理方式を含めた自校調理方式に改善します。</p>
(9) 給食の調理方式が親子調理の親から子へ変更になるので、アレルギー対応が心配だ。	<p>親子調理方式は、これまで区内6組12校について、自校調理方式と同水準のものとして整備してきました。</p> <p>現在、親子調理校については、「親」の学校に配置した栄養士がアレルギー対応を含めた「子」の学校の業務を行っていますが、今後、食育に関する指導などを充実するため、新たに「子」の学校に非常勤栄養士を配置し、よりきめ細かい対応を図ります。</p>
(10) 統合新校に学校応援団を設立してほしい。	<p>教育委員会では、平成22年度までに全小学校に学校応援団を設立する予定です。統合新校においても、今後、保護者や地域の方々と設立時期等について協議をしていきます。</p>
(11) 統合を機に、集団登校や集団下校をしてほしい。	<p>集団登下校については各学校で決めることであり、実施にあたっては保護者の方々のご協力も必要となります。通学路の安全対策の一環として、(仮称)統合準備会の議題とします。</p>

意見・要望の要旨	教育委員会の考え方
(12) P T A (保護者と教職員の会) の設立はどのようにするのか。	P T A (保護者と教職員の会) は任意の団体です。そのため、P T A (保護者と教職員の会) の設立は、統合対象校の保護者同士の協議で進めていただくことが基本であると考えます。区としては、(仮称) 統合準備会での議題にするなど、可能な限り設立に向けた支援を行っていきます。
(13) 統合に際して、学童クラブには影響があるのか。	今回の統合対象校(8校)の敷地内に学童クラブは設置されていません。現在、光が丘地域の学童クラブは光が丘地域の全小学校に対応して受け入れているため、統合に伴う学童クラブの変更の予定はありません。

【担当】

練馬区教育委員会 学校教育部 新しい学校づくり担当課

〒176-8501 練馬区豊玉北6 - 12 - 1

電 話 3 9 9 3 - 1 1 1 1 (代表)

5 9 8 4 - 1 0 3 4 (直通)

ファクス 3 9 9 3 - 1 1 9 6

電子メールアドレス atgakko@city.nerima.tokyo.jp